

デジタル基盤の整備目標の達成に向けた国庫補助制度の継続・拡充等

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

デジタルの力を活用した「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けては、光ファイバや携帯電話等のデジタル基盤の整備・安定的維持が不可欠であり、昨年度末には、総務省において整備方針を定めたデジタル田園都市国家インフラ整備計画（以下「インフラ整備計画」）が策定され、今後の整備の方針を明確に定められました。

そうした中、光ファイバ等をユニバーサルサービスとして位置づけ、民設の光ファイバ等の維持管理経費を支援するための新たな交付金制度（以下「新交付金制度」）を創設いただきました。

他方、きわめて不利な地理的・財政的条件の地域ではそもそも設備がなく、あるいは公設設備の場合が多く、その効果が十分に行き渡らないことが懸念されるため、新交付金制度のみではなく、民間移行を前提とした新規整備や公設設備の高度化への支援が必要です。

また、携帯電話についても、「すべての居住地で4Gが利用可能な状態」を実現するためには、居住地のエリア整備のために自治体が公設により行う基地局整備に対して支援が必要です。

インフラ整備計画におけるデジタル基盤の整備目標を達成するため、国庫補助制度の継続・拡充等が必要であることから、以下のとおり提言します。

【政策提言の具体的内容】

(1) 高度無線環境整備推進事業において、新交付金制度の活用を念頭に、民間移行を前提として自治体が以下に掲げる取組を行う場合にあっては、同事業における支援をそれぞれ拡充すること。

ア 新規整備に取り組む場合

同事業における補助率（現行：離島2/3、その他の条件不利地域1/2）を引き上げること。

イ 公設設備の高度化に取り組む場合

（民間移行の際の障壁をなくすため）公設のままの高度化への支援策を設けること。

※R4二次補正予算措置の恒常化

(2) 新交付金制度における「特別支援区域整備・役務提供計画書」（以下「整備等計画書」）を事業者が策定する際は、インフラ整備計画に基づく地域協議会の枠組により地元自治体との意見交換等を実施させること。

(3) 携帯電話等エリア整備事業において、自治体の基地局整備による居住地のエリア化を支援対象とすること。

【政策提言の理由】

■(1)関係

新交付金制度では、維持管理費用の支援により整備後のサービス維持可能性が担保される結果として、光ファイバ等の未整備地域解消と公設設備の民間移行に繋がるとされていますが、きわめて不利な地理的・財政的条件の地域にはその効果が十分に行き渡らないことが懸念されるため、以下の施策展開が必要です。

ア 現在の未整備地域は、これまでの各種支援にも関わらず整備がかなわなかった地域であり、新交付金制度に加えて、高度環境無線推進事業における補助率の引き上げによる支援が重要です。

イ 公設設備の多くは、設置から10年以上が経過し、大規模な設備更新の時期を迎えている状況にあり、民間移行の際の障壁となっております。

新交付金制度と相まって民間移行を促進する観点や、民間移行が完了するまでの間にも設備更新が差し迫っている状況を踏まえ、令和4年度第2次補正においてメニュー化された「民間移行を前提とした公設のままの高度化支援」を恒常化させることが重要です。

■(2)関係

未整備地域の解消を着実に進めるため、地域の実情を反映した整備等計画書を策定・公表することが望まれます。

そのため、整備等計画書の策定に当たっては、地域協議会の枠組を活かし地元自治体の意見等を踏まえることが重要です。

■(3)関係

インフラ整備計画では、「2023（R5）年度末までにすべての居住地で4Gが利用可能な状態」を実現するとされています。

しかしながら、依然として居住地において携帯不感地が残されている状況の中※、整備の主役を担う携帯キャリアは、現在5G整備に注力しており、新たな4Gのエリア整備にリソースがさけず、自治体が公設により基地局を整備することが求められる場合があります。

※ 携帯電話のエリア整備の状況については、毎年「携帯電話のエリア整備に関する調査」が行われているところですが、携帯キャリアが「整備済」とするエリアであっても、自治体が現地調査を行うと、地形の影響等により電波が届かないことが確認されるエリアが多数存在します。

他方、基地局整備の際の支援制度である携帯電話等エリア整備事業は、「エリア外人口の減少は携帯キャリアの自主事業等によるところが大きい」として、居住地が対象外（非居住地が対象）となっており、必要な支援が行き届いていない状況です。

「すべての居住地で4Gが利用可能な状態」を実現するためには、居住地のエリア整備のために自治体が公設により行う基地局整備に対して支援することが必要です。

デジタル基盤の整備目標の達成に向けた国庫補助制度の継続・拡充等

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現には**光ファイバや携帯電話等のデジタル基盤の整備・安定的維持が不可欠**
- きわめて不利な地理的・財政的条件の地域には、**ユニバーサルサービス交付金制度の効果が行き渡らないことが懸念**
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画における**デジタル基盤の整備目標を達成するには、国庫補助制度の継続・拡充等が必要**

光
フ
ァ
イ
バ

デジ田インフラ整備計画	必要とされる対応	国の施策（と課題）	提言
<p>2027（R9）年度末までに 世帯カバー率99.9%</p> <p>（現状） 全国 99.72%（R3年度末）</p> <p>※ 本県を含む12県が整備率99%未滿 ※ 本県は、整備済地域のうち22市町村（全34市町村中）において公設設備を有している。</p>	<p>【未整備地域解消】 山間部や離島といった、きわめて不利な条件の地域での整備を図る。</p> <p>【民間移行（安定的維持）】 採算性の低い地域の公設設備を民間移行させ、新交付金制度による安定的維持を図る。</p>	<p>高度無線環境整備推進事業 （対象費用：新規整備・高度化費用） 課題1：市町村にとって自己負担が大きい 課題2：公設設備の高度化が対象外</p> <p>ユニバーサルサービス交付金制度 （対象費用：維持管理費用） 課題1：公設設備が支援対象外（支援対象となるには民間移行が必要）</p> <p>課題2：未整備地域解消、公設設備の民間移行が副次的な政策目的ではあるが、見通しは不透明（事業者の整備等計画に依存）</p>	<p>(1) 高度無線環境整備推進事業の拡充 自治体が、民間移行を前提に、 ア 新規整備に取り組む場合 同事業における補助率（現行2分の1等）を引き上げること。 イ 公設設備の高度化に取り組む場合 （民間移行の際の障壁をなくすため）公設のままの高度化への支援策を設けること。 ※R4二次補正予算措置の恒常化</p> <p>(2) 地元自治体との意見交換等 「特別支援区域整備・役務提供計画書」を事業者が策定する際は、地域協議会の枠組により地元自治体との意見交換等を実施すること。</p>

携
帯
電
話

デジ田インフラ整備計画	必要とされる対応	国の施策（と課題）	提言
<p>2023(R5)年度末までに、すべての居住地で4Gが利用可能な状態を実現</p> <p>（現状） 全国 99.99%（R3年度末）</p> <p>※ 本県では、R3年度末時点で、400を超える世帯が不感エリア ※ 整備の主役を担う携帯キャリアは、現在5G整備に注力しており、新たな4Gのエリア整備にリソースがさけない状況</p>	<p>【公設基地局整備支援】 携帯キャリアが「整備済」としても、自治体が現地調査をすると、地形等により電波が届かないエリアも存在することから、自治体が行う居住地エリアの整備に対する支援が必要</p>	<p>携帯電話等エリア整備事業 （対象費用：基地局の整備費用等）</p> <p>課題：居住地への整備が対象外 ※「エリア外人口の減少は携帯キャリアの自主事業等によるところが大きい」との理由から、R2年度から補助対象が居住地から非居住地に変更</p>	<p>(3) 携帯電話等エリア整備事業の拡充 自治体の基地局整備による居住地のエリア化を対象とすること。</p>